

許可番号 02121051232

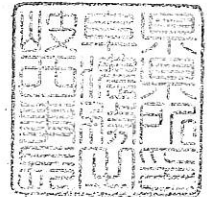
産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県大垣市築捨町二丁目88番地の1

氏 名 昭和技研株式会社
代表取締役 田中 禎一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 國島 英樹



許可の年月日 令和 元年 9月24日
許可の有効年月日 令和 6年 9月23日

1 事業の範囲

(1) 中間処理 (破碎)

廃プラスチック類 (蛍光灯に限る。)、金属くず (蛍光灯に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (蛍光灯に限る。)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(2) 中間処理 (減容)

廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類 減容施設1

設置場所 岐阜県大垣市築捨町2丁目88番地1、88番2、88番3、88番4

設置年月日 平成16年6月24日

処理能力 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 8m³/日 (1m³/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2) 種類 破碎施設

設置場所 岐阜県安八郡輪之内町楡俣401番1 外1筆

設置年月日 平成25年1月4日

処理能力:

廃プラスチック類 (蛍光灯に限る。)、金属くず (蛍光灯に限る。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (蛍光灯に限る。)

2t/日 (0.25t/時間)

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(3)種 類：減容施設2

設置場所：岐阜県安八郡輪之内町楡俣401番1 外1筆

設置年月日：平成26年2月24日

処理能力：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 24m³/日 (3m³/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 1種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（新規）

平成19年 1月 9日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成20年 7月 4日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成21年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

平成25年 2月 5日 産業廃棄物処分業許可（変更）

平成26年 3月18日 産業廃棄物処分業変更届（書換）

平成26年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

令和 元年 9月24日 産業廃棄物処分業許可（更新）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無